

横浜市会計年度任用職員 (こども青少年局中央児童相談所保育及び児童指導業務) 募集要項

1 職務内容

児童相談所一時保護所入所児童の保育及び学童指導等

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

2 応募資格

(1) 次のいずれかに該当すること

ア 保育士の資格を有する者

イ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ 精神保健福祉士の資格を有する者

オ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号及び次条において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

カ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

キ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ク 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ケ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

コ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

サ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者

イ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

3 募集人数

2名

4 勤務条件および報酬

(1) 任用期間

令和8年8月1日～令和9年3月31日

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)

【裏面あり】

(2) 勤務日・勤務時間等

4週を通じて120時間以内とするローテーション勤務

宿直入り	午後0時30分から午前0時まで	宿直明け	午前0時から午前11時30分まで
早番1	午前6時30分から午後3時まで	早番2	午前7時から午後3時30分まで
早番3	午前7時30分から午後4時まで	日勤1	午前8時30分から午後5時まで
日勤2	午前8時45分から午後5時15分まで	日勤3	午前9時45分から午後6時15分まで
遅番1	午後0時30分から午後9時まで	遅番2	午後0時45分から午後9時15分まで

(3) 勤務場所

横浜市中心児童相談所一時保護所（横浜市南区内）

(4) 給与

月額244,300円（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。）

期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給

(5) 休暇

年次休暇、夏季休暇等

(6) 社会保険

横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

(7) その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

(1) 提出書類（様式は横浜市ホームページよりダウンロードしてください）

ア 会計年度任用職員履歴書及び申込書（所定の様式）

イ 作文「志望動機と自己PR」（所定の用紙に800字以内）

ウ 応募資格を有していることを確認できる書類（別表参照）

※ア、イについてはホームページからダウンロード又は、連絡をいただければ書類を送付します。

※申込書類は返却しません。また、いただいた個人情報は、採用選考においてのみ使用します。

(2) 書類提出期限 令和8年7月6日(月)（持参の場合は同日15時00分まで）

（郵送または持参にてお申込みください）

(3) 提出先

〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-44-2

横浜市こども青少年局中央児童相談所 庶務係 小堀、本保宛

6 選考日程

(1) 面接日 令和8年7月10日(金)（予定）

(2) 面接場所 横浜市中心児童相談所内 会議室

(3) 合否結果通知 令和8年7月中旬以降

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 雇入時健康診断

採用後に健康診断を受診していただきます。詳細は、内定された方にお知らせします。

【問い合わせ、送付先】

横浜市こども青少年局中央児童相談所 庶務係

担当：小堀（こほり）、本保（ほんぼ）

〒232-0024 横浜市南区浦舟町 3-44-2

TEL045-260-6528 / FAX045-262-4155

別表（5(1)提出書類 ウ 応募資格を有していることを確認できる書類）

応募資格		提出書類
ア	保育士の資格を有する者	・保育士証の写し
イ	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	・養成する学校その他の養成施設の卒業(見込)証明書
ウ	社会福祉士の資格を有する者	・「社会福祉士」の登録証の写し
エ	精神保健福祉士の資格を有する者	・「精神保健福祉士」の登録証の写し
オ	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号及び次条において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・大学の卒業(見込)証明書 ・大学の成績証明書
カ	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	・大学院入学資格を証明する書類(「学校教育法102条2項により入学を認めた」旨が記載されていること) ・大学の成績証明書
キ	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・大学院の卒業・修了(見込)証明書 ・大学院の成績証明書
ク	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・大学の卒業(見込)証明書 ・学修内容資料 (外国語で記載されている場合は、第三者による日本語訳を添付すること)
ケ	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	・高等学校等の卒業証明書 ・2年以上児童福祉事業に従事したことがわかる実務経験証明書(「2年以上」とは、それぞれの社会福祉施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で2年以上であること)
コ	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの	・教員免許状の写し
サ	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	・3年以上児童福祉事業に従事したことがわかる実務経験証明書(「3年以上」とは、それぞれの社会福祉施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で3年以上であること)